

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を
改正する条例をここに公布する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

多久市長 横 尾 俊 彦

多久市条例第 1 2 号

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条
例の一部を改正する条例

多久市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2
6 年多久市条例第 1 4 号）の一部を次のように改正する。

第 1 6 条第 1 項第 2 号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加える。

附則第 3 条中「1 0 年」を「1 5 年」に改める。

附 則

この条例は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則の改正規定は公
布の日から施行する。